

富士宮市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火及び停電復旧時に起こる火災の発生を防止するため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器で次に掲げるものをいう。

- (1) 分電盤タイプ（内蔵型） センサーが分電盤に内蔵されたもの
- (2) 分電盤タイプ（後付型） 既存の分電盤に外からセンサーを取り付けるもの

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、市内に住宅を所有し、又は居住している個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。

- (1) 分電盤タイプ（内蔵型）を既存の分電盤に替えて設置しようとする者
- (2) 分電盤タイプ（後付型）を既存の分電盤に設置しようとする者

2 補助の対象となる経費は、市内の工事事業者が施工する感震ブレーカーの設置に要する経費のうち、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費とする。

3 この要綱により補助金を受けることができる感震ブレーカーの個数は、1世帯につき1個限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の対象経費の3分の2以内の額

(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、2万5,000円を限度とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。